

平成 20 年度 第 3 回 芦屋すこやか長寿プラン 2.1 策定委員会 会議録

日 時	平成 20 年 8 月 14 日 (木) 13:30~15:30
会 場	北館 2 階会議室 3
出席者	委員長 浅野 仁 副委員長 中野 久美子 委員 宮崎 睦雄 山村 孝司 田中 喜代子 小林 正美 三輪 五月 吉田 三幸 柴沼 元 平馬 忠雄 安宅 桂子 神棒 真一 船橋 久郎 磯森 健二 事務局 高年福祉課長 安達 昌宏 高年福祉課主幹 (介護保険担当) 寺本 慎児 高年福祉課主幹 (福祉公社担当) 北川 加津美 高年福祉課主査 細井 洋海 高年福祉課主査 山田 弥生 高年福祉課主事 谷野 誠 地域福祉課長 浅田 太枝子
会議の公表	<p style="text-align: center;">公 開 非公開 部分公開</p> <p>< 非公開・部分公開とした場合の理由 ></p>
傍聴者数	1 人

1 議題

- (1) 報告事項
- (2) 介護サービス給付分析結果について
- (3) 第 4 次 芦屋すこやか長寿プラン 2.1 基本課題の整理と次期計画に向けた方向性について
- (4) その他

2 審議内容

開 会

- (委員長) 開会あいさつ。
議題 (1) について事務局より報告してください。
- (事務局) 関係団体等意向調査及び施策方向検討調査の結果について事務局より資

料説明。

(委員長) 議題(1)は報告事項ということですから、質問などは議題(3)で一括して行いたいと思います。

では、議題(2)について説明してください。

(事務局) 議題(2)について事務局から説明。

(委員長) ただいまの説明について、質問・意見はありますか。

(田中委員) 要介護等認定率は変わらず、高齢化率が上がってきているなかで、利用者に対して不都合が生じていないかと思いながら説明を聞いていました。兵庫県下では高齢化率がトップだけれど認定率は低い地域もありますが、そういった地域は何か取り組みをされているのでしょうか。

(事務局) 人口が増加してきて認定率が横ばいという状態ですが、人口の増加傾向に対して認定率の右肩上がりの状況は落ち着いてきていると考えています。ご承知のように「給付適正化」ということで、平成19年度から国の指針がでて、認定調査関係も含め適切な要介護等認定と適切なサービス提供ということが示されていることは確かですが、その効果がこの時点で現れているとかは考えにくいと思います。平成18年度の制度改正の周知・定着がどうなっているのかということを見定めるのはもう少し時間がかかると考えています。また、今回は要介護認定調査項目の改正が予定されています。気になっているのはサービスの未利用者が増加していることです。この点は市として調査しなければならないと考えています。また、兵庫県下の認定率の関係ですが、「香美町」のことだと思いましたが、高齢化率が高く認定率が低いという状況がありますが、分析結果は聞いていませんので実態はわかりません。

(小林委員) 未利用者の比率の関係ですが、未利用者の家族構成はわかるのでしょうか。例えば未利用者を取り巻く家族構成に介護できる方がいるかどうかという点です。また、芦屋市の事業のなかで「家族介護慰労事業」という年12万円の給付事業がありますが、その利用状況の関係性など見てみたいと思います。あと数字ですが、未利用者計上数値の平成19年数値849名となっていますが、単純な計上誤りでしょうか。

(事務局) この数値は国保連合会の給付明細ベースで計上しています。標本根拠は精査いたします。家族のご質問ですが、データ上で把握することは困難です。このことは未利用者に対する調査を別に行うことが必要です。

(安宅委員) 介護した方から発言しますと、そのことは非常に重要な要素になります。誰か同居した人がいれば見守りができますが、高層住居が多い、高齢者夫婦世帯が多いというなかでは、介護者の介護環境を見なければなりません。その点も調査していただければと思います。

(事務局) 確かに地域によって見守り体制があるかどうかということも非常に重要だと考えています。

「家族介護慰労事業」についてはここ数年利用件数がゼロです。

(小林委員) 地区別の高齢化率について、エリアによっては施設が関係してきますが、この数値には入っていますか。地域の施策を考えるにあたって、施設数を除いた数値で考えていくことも必要です。

(神棒委員) 介護従業者の実態ですが、この節は海外から労働者を雇用するということが報道されていますが、そういうことで納まる問題ではないと思いま

す。現実には賃金が少ない。事業者も赤字経営になっています。良質な介護を行う人をどのように確保していくのが重要な問題です。ぜひそういったことを調査等する機会を設けていただけたらと思います。市が財政補助するなど、極端な意見ではありますが、労働力を確保しないと制度ができて労働者がいなければ機能しないのではと危惧しています。

(事務局) 今ご指摘の人材不足の問題については、介護サービス事業者連絡会や施設・支援センターからも聞いております。介護報酬につきましては市が単独で決めることができません。

(委員長) なかなか人材問題については市が単独で考えていくことは難しいと思います。

(委員長) 議題(3)に移りますが事務局から説明してもらい、議題(1)の質問とあわせて進みたいと思います。

(事務局) 議題(3)について事務局より説明。

(小林委員) 26年度を視野にいれたということで、基本的なことで確認ですが、以前は地域福祉計画を見直しています。先ほど説明のあったように高齢者だけでなく子ども分野も含めた総合的な視点ということですが、今回のプランへのすり合わせはできていますか。

(事務局) 現段階でのすり合わせは難しいと考えています。すこやか長寿プランは地域福祉計画の高齢者分野の実施計画的な位置づけであると考えています。策定期間がそれぞれ異なっているところです。そのため、総論的なすり合わせは、地域福祉計画の見直し段階で包括的に取り込んでいくという考えになろうと考えています。

(小林委員) それぞれの分野の計画を見直していくということではなくて、26年度と総合福祉センターの構想を見据えて、関係部署で方向性を共有しておかないといけません。庁内のなかでの連携がなされるのかが疑問なところがあります。

(事務局) 小林委員のご指摘のとおりですが、庁内体制の連携でいえば、推進本部、幹事会ですり合わせと承認作業を行っていきます。

この計画自体、確かに高齢者分野ではありますが、先に報告しました関係各課のヒアリングの際にそれぞれに計画があり、今回の健康増進計画の新たな策定ということもあり、各計画との整合性を図るということも課題の一つです。スケジュールで報告しますが、社会福祉審議会でも福祉全体での確認、推進本部内での庁内各課の整合を図るということになります。

(委員長) 各計画と整合性が取れていくことが必要です。現在、執行中のものもチェックをして整合を図っていただきたいと思います。

(事務局) 地域福祉計画の点で申し上げますと、2年に1回の評価をしていきます。むしろ進行管理的なものになります。各個別計画のなかで進めてもらって、地域福祉計画のなかで全体的な進行管理を行います。ネットワークの整備などは地域福祉計画のなかでも重要な点だと考えています。

(委員長) 今回、前回計画策定時と大きく違うのは「保健計画」が別になるということ。高齢者の計画と保健の計画の2つがうまく進むようにしていかなければなりません。

- (小林委員)「健康増進計画」は子どもから高齢者までを対象とした計画になると思いますが、介護予防の点では、調整の余地は充分あるかと思います。
- (吉田委員)高齢者生活支援センターが高齢者の総合相談窓口として実施していますが、高齢者だけでなく児童の問題も含め相談が入ってきます。そういう他分野のセクションと会議を開催しても、お互いに壁を感じるということがあります。そういう意味では総合福祉センターが整備されたときには総合的に関われるという体制を整えておく必要があります。専門職としての我々もこれからの1年半は身が引き締まる思いですし、地域の方々の意見も聞きながら一緒に作りあげていく必要があると思います。また療養型が廃止されるということで、我々も不安を感じています。受け皿として社会資源がどれほどあるのかということで、相談を受けても次にどうするかということでショートステイが少なかったり、小規模多機能型居宅介護が利用者増加によってどうなるのか、芦屋市としてどういった準備が必要なのか考えておく必要があると思います。権利侵害に遭っている相談が増加してきています。それは権利擁護委員会ができて潜在化していたケースがあがってくるようになったと考えています。総合福祉センターができたときに、窓口ができることによって相談する方も増えてくると思います。児童等の関係施策とのつながりや受け皿としての施設の整備などを予測しながら考えておく必要があると思います。介護給付の適正化がどの程度進んでいるのかなど、住民の方々と考えていけるような場を設けていただけたらと思います。
- (事務局) 地域ケア体制のなかで考えていきたいと思います。
- (平馬委員)県の療養型再編に伴う部分ですが、芦屋市の場合はどこに位置づけていますか。
- (事務局) 「地域ケアの推進」「介護サービス量」のなかで組み込んでいくこととなります。
- (委員長) 次回の会議では中間案を報告することになると思いますが、議題(3)の委員会の議論の時間が足りないと思います。そこで、次回の委員会までのファックスなどで意見集約することはどうでしょうか。
- (事務局) 意見集約のための様式等、通知させていただきます。
- (委員長) その他の報告事項について事務局から説明をお願いします。
- (事務局) 次回は10月4日(土)、時間は13時30分～15時30分とさせていただきます。

閉 会